



令和 8 年 8 月 25 日
(午前)・午後 8 時 39 分 受領

議長	事務局長	係
		

No. 1

令和 8 年 8 月 25 日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

愛南町議会議員 池田 栄次

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
1. 医療的ケア児支援法改正を踏まえた、愛南町における切れ目のない地域支援体制の構築と家族支援の拡充について 令和 8 年 7 月 24 日に与野党全会一致で可決・成立した改正「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」(令和 9 年 4 月施行予定)は、支援対象を 18 歳以上の成人期に拡大するとともに、「地域格差の是正」が明確に規定されました。 本町のような地理的限界を持つ地域においても、当事者や家族が住み慣れた地域で一生涯安心して暮らし続けられる切れ目のない地域支援体制の構築は自治体の重大な責務と考えます。 また、これまで医療的ケア児の支援を巡っては、高校卒業や成人を迎える 18 歳を機に、それまで利用していた医療・福祉サービスや相談支援が途切れてしまう「18 歳の壁」が大きな障壁となっていました。 改正法では、18 歳以降における切れ目のない医療や就労の支援、住居の確保、さらには生涯学習の推進などが国および自治体の責務として新たに規定されました。 学校在学中の早期段階から、本人や家族、教育、医療、福祉、就労支援機関等が一体となって将来計画を共有し、計画的な移行(トランジション)を支える仕組みの整備が求められます。	町長

そして、医療的ケア児・者を支える家族の負担は極めて深刻です。「全国医療的ケア児者支援協議会 親の部会」が実施した2025年調査によると、母親の約6割が1日当たり「10～24時間」をケアに費やしており、慢性的な睡眠不足と休息不足の実情が浮き彫りとなっています。

改正法では、家族の休息時間を確保するための「レスパイトケア（一時預かり）の充実」や「きょうだいへの支援」に加え、「在宅での夜間ケアを支える医療・福祉サービスの提供」などが幅広く盛り込まれました。

ケアラーである家族の生命と生活を守る視点に立ち、本町においても在宅における夜間ケアやレスパイト基盤の緊急整備が必要です。

しかし、本町の資源実態を直視すると、極めて深刻な課題に直面しています。

第一に、中核を担う愛媛県立南宇和病院の小児科に常勤医が不在であり、愛大病院や市立宇和島病院等からの週数日の応援体制に頼っているため、小児期から成人期への移行医療（トランジション）が脆弱です。

第二に、町児童発達支援センターで実施する療育については重症心身障害児の受入れ体制が整っていないことや、障害者支援施設「いちごの里」も知的障害者対象であるため、重度のケアが必要な児者向けの日常的な日中活動の場や短期入所（レスパイト）枠が圧倒的に不足しています。

幸い本町には4つの優れた訪問看護ステーションがあり、在宅医療・リハビリ資源を有していますが、その専門力を活かした「夜間ケア支援」や、家族を疲れさせない「レスパイト（短期入所）専用床」の確保には至っていないと認識します。

そこで、伺います。

① 改正法成立を踏まえた「切れ目のない地域支援体制」の構築と地域格差の是正について、都道府県が設置する医療的ケア児等支援センターや近隣自治体、関係機

関との連携を強化し、本町における支援の受け皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えますが、見解を伺います。

② 「18歳の壁」を開く成人期以降の支援（医療・就労・住居・生涯学習）の推進について、本町においても、18歳以降を見据えた相談支援や就労・日中活動の場の確保、移行期医療の円滑化、住居や生涯学習の機会確保などを一体的に推進し、「18歳の壁」を解消する体制を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

③ 家族の重いケア負担解消に向けた「夜間ケア・レスパイト・生涯学習」等を含む家族支援の拡充について、本町においても、医療的ケア児・者をご家族で支える在宅実態や過酷なケア状況を詳細に把握し、レスパイト枠の拡充や夜間ケアを支える訪問看護・居宅介護の整備、きょうだい支援など、「ケアラー支援」の視点に立った施策を大幅に強化すべきと考えますが、見解を伺います。

2. 大規模災害時における人的受援体制の実効性強化と必要人員の事前把握について

令和8年7月28日、熊本県で最大震度7を観測する地震が発生しました。

被災自治体では災害対策本部を設置し、被害状況の把握と県民の安全確保に取り組んでいます。

近年、令和6年能登半島地震や平成28年熊本地震、また直近の令和8年熊本地震など、全国各地で大規模な地震災害が相次いで発生しており、その被害は甚大であります。

これらの災害では、道路網の分断による孤立集落の発生や庁舎機能の制限、また長期にわたる広域支援の受入れ調整など、人的受援における多岐にわたる課題が浮き彫りとなりました。

町長

本町においても、近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備え、大規模災害時には町職員自身の被災や、避難所運営・被害調査・罹災証明発行・被災者相談などの災害対応業務の急増や自治体職員自身が被災により十分に参集できないことにより、庁内の人的リソースが著しく不足することが想定されます。

その際、他の自治体から応援職員を受け入れる受援対策として令和2年6月に「愛南町災害時受援計画」が制定されていると認識しています。

その目的は、行政の円滑な執行とその先にある「町民を待たせない住民サービス」を提供し、生活再建と復興を少しでも早く前へ進めることにあると考えます。

本町がどの業務に何人必要とするのかを事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できる体制強化が重要です。

平時から外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、効果的に各現場へ配置するために受援体制の実効性強化は、極めて重要な課題であると考えますが見解を伺います。

① 応援職員の「受入環境」の事前確保について、応援職員の受入を統括する体制、執務場所、通信環境、宿泊場所、移動用車両・駐車場、各部局への配置と指揮命令の方法は整備されているのか見解を伺います。

② 避難所運営、住家被害認定、罹災証明書交付、被災者相談などについて、災害時に必要となる職員数と、不足が見込まれる職員数をタイムラインごとに事前に算定しているのか見解を伺います。

③ 過去の訓練実績の検証と「受援計画」の定期的な見直しについて

これまで実施してきた防災訓練における「受援プロセス」の実証状況、並びに過去の実災害における他自治体

への派遣実績から得られた課題を、計画改定へどのように反映してきたか見直しの履歴を伺います。

また、災害初期の意思決定を支援する「災害マネジメント総括支援員」の受入体制や、町職員の防災研修派遣による人材育成への方針について見解を伺います。

3. 南海トラフ巨大地震を見据えた配水池の耐震化推進と応急給水体制の強化について

町長

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時において、生活用水及び飲料水の確保は住民の生命線であり、避難生活の最優先事項（命綱）です。

しかしながら、本町は地形的な特徴から多数の配水池が広く点在しており、その耐震化や維持管理には多額の費用と人員を要する課題を抱えています。

災害時でも機能する強靱なライフラインの早期構築が重要と考えます。

そこで、本町における配水池の耐震化の現状と優先整備ロードマップ、発災直後の流出を防ぐ緊急遮断弁の整備状況、さらには他自治体・日本水道協会（JWWA）等との広域連携による応急給水・受援体制の実効性について伺います。

① 基幹施設である配水池及び耐震化推進と優先順位について、本町には地形的な特徴から多数の配水池が点在しているが、現在における配水池の耐震適合率の進捗状況はどのようになっているか。

また、限られた財源・人員の中で、災害拠点病院、指定緊急避難所、小中学校等への供給する主要な配水池から優先的に耐震化を進める計画・ロードマップについて見解を伺います。

② 発災直後における「緊急遮断弁」の整備と応急給水拠点の確保について、大規模地震時には配水管の破断等により、配水池内の水が一気に流出し枯渇する恐れが

あります。

これを防止し、貴重な水資源を配水池内に留めるための「緊急遮断弁」の設置状況と今後の整備計画はどうか。

また、配水池や主要拠点から直接給水車等へ水を取り出す「応急給水栓・仮設給水装置」の整備状況について伺います。

- ③ 日本水道協会等との広域連携・受援体制と「給水車・復旧隊」の受け入れについて災害発生時、町独自の体制では応急給水及び水道施設の復旧対応には限界があります。

日本水道協会（JWWA）や近隣自治体との相互応援協定に基づく受援体制はどのように整理されているか。

応援の給水車や応急復旧隊（民間事業者含む）が町内に参集した際の受付、基地（給水拠点・基地設置場所）、通信手段及び宿舍等の受け入れ準備状況について見解を伺います。